



この度不動産検索株式会社は更なる不動産情報提供内容の正確性維持に努め、不動産をお探しする方の立場に立ち、「不動産適正情報表示」会（以後「表示会」）を発足いたしました。

不動産会社は宅地建物取引業免許を掲げている時点で正確な情報提示に反することは既にできません。しかし1物件毎の細かな確認、修正、削除の業務を遂行するために各不動産会社の意志と努力が不可欠であり、表示会はその部分への更なる意識付けを徹底的に全うするための機関という位置づけです。

●「不動産適正情報表示」会員規則全五条●

不動産適正情報表示会会員は下記項目を全て遵守するものとする

第一条 物件の虚偽、物件価格の虚偽、誇大広告を行わない

第二条 一般のお客様に対し誠心誠意対応する

第三条 一般ユーザより物件内容等の誤りに関し報告があり、またその報告内容が真実であると認められるに十分な証拠があると表示会が認めた場合、早急に適切な対応（物件情報の訂正、削除、表示会への報告と説明）を行う

第四条 たび重なる表示会規則に反する行為があったと認められる際、表示会の判断にて会員から除名を行う

第五条 物件情報の表示に関してはインターネット、新聞折込両面に関して同内容を遵守するものとする

表示会に関するお問い合わせ、物件情報に関するお問い合わせは下記までお願いします。

電話 011-827-7555 F A X 011-827-7550 info@fudosan-k.com